

北里大学と東京大学との間における特別研究学生交流に関する協定書

北里大学及び東京大学は、両大学の規則の定めるところにより、北里大学大学院と東京大学大学院との間において、両大学大学院の学生が相手大学大学院において必要な研究指導を受けることにより、大学間の交流と協力を促進し、大学院の教育研究の充実に資することについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

- 1 本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。
- 2 本協定の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとする。
- 3 この協定書は、令和2年6月1日から効力を有するものとする。

令和 2 年 5 月 3 / 日

北里大学長

伊藤 智夫



令和 2 年 5 月 29 日

東京大学総長

五神 真

